

(趣旨)

**第1条** この規則は、大館市空き公共施設等利活用促進条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募)

**第2条** 市長は、空き公共施設等について、次に掲げる事項を明示して、指定事業者の指定を受けようとする法人又は団体を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 利用の条件
- (3) 公募の期間
- (4) 指定の基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

2 公募は、告示その他の適切な方法により行うものとする。

3 市長は、公募の期間内に応募者がいないときは、再度の公募を行うものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、再度の公募を行わないことができる。

(指定の申請)

**第3条** 指定事業者の指定を受けようとする法人又は団体は、大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定申請書（以下「指定申請書」という。）及び事業計画書を市長に提出しなければならない。

(委員会の所掌事務)

**第3条の2** 条例第3条の2の規定により設置する大館市空き公共施設等指定事業者審査委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定事業者の選定に関すること。
- (2) 条例第4条第1号及び第2号に掲げる奨励措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

**第3条の3** 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、それぞれ条例第3条の2第2項第1号及び第2号に掲げる者として委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条の4** 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に行う会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて説明若しくは意見を

聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第3条の5** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第3条の6** 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(指定事業者の指定等)

**第4条** 市長は、第3条に規定する申請があったときは、当該申請をした法人又は団体（以下「申請者」という。）のうち、最も有効に施設を活用し、かつ、当該空き公共施設等が所在する地域の活性化に資すると認められるものを指定事業者として指定するものとする。

2 市長は、指定事業者の指定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するとともに、当該指定を受けた申請者に対し、大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定書（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

(減額譲渡等の申請等)

**第5条** 指定事業者は、利用施設について減額譲渡又は無償貸付若しくは減額貸付を受けようとするときは、大館市空き公共施設等減額譲渡等申請書（以下「減額譲渡等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、減額譲渡等申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、大館市空き公共施設等減額譲渡等可否決定通知書により通知するものとする。

3 指定事業者に対して利用施設を減額譲渡する場合における譲渡額及び減額貸付する場合における貸付額の算定の基礎となる財産評価額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 建物 建築価格に経過年数による通減率を乗じた額又は仮の固定資産税評価額（減額譲渡又は減額貸付の対象となる空き公共施設等（以下「対象施設等」という。）に固定資産税を課税することとした場合における当該対象施設等の評価額のうち、建物に係る部分のものをいう。）

(2) 土地 近傍類似の土地（対象施設等の付近の土地で、地目、利用目的等が類似しているものをいう。）の固定資産税課税台帳登録価格又は仮の固定資産税評価額（対象施設等に固定資産税を課税することとした場合における当該対象施設等の評価額のうち、土地に係る部分のものをいう。）

4 市長は、指定事業者に係る利用事業が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、利用施設を無償貸付することができる。

(1) 非営利事業

(2) 業務の性質上、相当期間事業収益が見込めない又は著しく少ないと認められる事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、無償貸付することが適当であると市長が認める事業

(増築及び改修助成金の交付申請等)

**第6条** 指定事業者は、増築及び改修助成金の交付を受けようとするときは、大館市空き公共施設等増築及び改修助成金交付申請書（以下「助成金交付申請書」という。）を指定事業者の指定を受けた日から3年以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、助成金交付申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、大館市空き公共施設等増築及び改修助成金交付可否決定通知書により通知するものとする。

（事業開始時支援金の交付申請等）

**第7条** 指定事業者は、事業開始時支援金の交付を受けようとするときは、大館市空き公共施設等事業開始時支援金交付申請書（以下「支援金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、指定事業者の指定を受けた日以後、事業開始の日から1月以内の日までに市長に提出しなければならない。

（1） 指定書の写し

（2） 新規雇用従業員（利用事業の開始に伴い新たに雇用した常用の従業員をいう。以下同じ。）の名簿

（3） 新規雇用従業員の雇用を明らかにする書類

2 市長は、支援金交付申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、大館市空き公共施設等事業開始時支援金交付可否決定通知書により通知するものとする。

（課税免除の申請等）

**第8条** 指定事業者は、固定資産税の課税免除を受けようとするときは、大館市空き公共施設等固定資産税課税免除申請書（以下「課税免除申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、固定資産税の課税免除を受けようとする利用施設を取得した日以後の最初の1月31日までに市長に提出しなければならない。

（1） 指定書の写し

（2） 不動産の登記事項証明書又は不動産の所有権を証明する書類

（3） 固定資産税の課税免除を申請する部分とその他の部分とを区別する明細書

（4） 従業員名簿

2 市長は、課税免除申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、大館市空き公共施設等固定資産税課税免除可否決定通知書により通知するものとする。

（届出）

**第9条** 指定事業者は、奨励措置を受けている間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 指定申請書の記載事項に変更を生じたとき。

（2） 利用事業を廃止し、又は休止したとき。

（3） その他利用事業の内容に重大な変更を生じたとき。

2 利用事業の承継人は、当該事業を承継した日から30日以内に、その譲渡人とともに大館市空き公共施設等利用事業承継届を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

**第10条** 市長は、指定事業者の指定を取り消したときは、大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定取消決定通知書により通知するものとする。

(申請書等の様式)

**第11条** 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定申請書 様式第1号
- (2) 大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定書 様式第2号
- (3) 大館市空き公共施設等減額譲渡等申請書 様式第3号
- (4) 大館市空き公共施設等減額譲渡等可否決定通知書 様式第4号
- (5) 大館市空き公共施設等増築及び改修助成金交付申請書 様式第5号
- (6) 大館市空き公共施設等増築及び改修助成金交付可否決定通知書 様式第6号
- (7) 大館市空き公共施設等事業開始時支援金交付申請書 様式第7号
- (8) 大館市空き公共施設等事業開始時支援金交付可否決定通知書 様式第8号
- (9) 大館市空き公共施設等固定資産税課税免除申請書 様式第9号
- (10) 大館市空き公共施設等固定資産税課税免除可否決定通知書 様式第10号
- (11) 大館市空き公共施設等利用事業承継届 様式第11号
- (12) 大館市空き公共施設等利活用促進条例適用指定取消決定通知書 様式第12号

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年9月30日規則第47号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。